中国語原文

跨境贸易人民币结算试点 管理办法实施细则

银发(2009)212号

发布单位:中国人民银行 发布时间:2009-07-03 实施时间:2009-07-03

第一条 根据《跨境贸易人民币结算试点管 理办法》(以下简称《办法》),制定本细则。

第二条 试点地区的企业以人民币报关并 以人民币结算的进出口贸易结算,适用《办法》 及本细则。

第三条 为境外参加银行开立人民币同业往来账户,境内代理银行应当与境外参加银行签订代理结算协议,约定双方的权利义务、账户开立的条件、账户变更撤销的处理手续、信息报送授权等内容。

境内代理银行在为境外参加银行开立人民币同业往来账户时,应当要求境外参加银行提供其在本国或本地区的登记注册文件或者本国监管部门批准其成立的证明、法定代表人或指定签字人的有效身份证件等作为开户证明文件,并对上述文件的真实性、完整性及合规性进行认真审查。

境内代理银行为境外参加银行开立人民币 同业往来账户之日起 5 个工作日内,应当填制 《开立人民币同业往来账户备案表》(备案表 日本語仮訳

クロスボーダー貿易人民元決済試行 管理弁法実施細則 銀発「2009」212 号

> 出所:中国人民銀行 公布日:2009-07-03 実施日:2009-07-03

第一条 『クロスボーダー貿易人民元決済試行 管理弁法』(以下『弁法』という)に基づき、本細 則を制定する。

第二条 パイロット地区の企業が人民元により 通関し且つ人民元により決済を行う輸出入貿易決 済には、『弁法』及び本細則を適用する。

第三条 域外参加銀行のために人民元ノストロ 口座を開設する場合、域内エージェント銀行は域 外参加銀行と代理決済協議を締結し、双方の権利 と義務、口座開設の条件、口座変更閉鎖の処理手 続、情報の報告、授権等の内容を約定しなければ ならない。

域内エージェント銀行は域外参加銀行のために 人民元ノストロ口座を開設する際、当該国或いは 当該地区における登記登録文書或いは当該国監督 管理部門が設立を認可した証明、法定代表者或い は指定した署名者の有効な証明書等を口座開設の 証明文書として域外参加銀行に提供するよう要求 し、且つ上述の文書の真実性、完成性及び合法性 について真剣に審査しなければならない。

域内エージェント銀行は、域外参加銀行のため に人民元ノストロロ座を開設した日からの5営業 日内に、「人民元ノストロロ座開設届出表」(届出 格式和内容由试点地区中国人民银行分支机构确定),连同人民币代理结算协议复印件、境外参加银行的开户证明文件复印件及其他开户资料报送中国人民银行当地分支机构备案。

境外参加银行的同业往来账户只能用于跨 境贸易人民币结算,该类账户暂不纳入人民币 银行结算账户管理系统。但境内代理银行应在 本行管理系统中对该类账户做特殊标记。

第四条 境外参加银行开户资料信息发生 变更的,应当及时以书面方式通知境内代理银 行,并按开户时签订的代理结算协议办理变更 手续。境内代理银行接到变更通知后,应当及 时办理变更手续,并于 2 个工作日内通过人民 币跨境收付信息管理系统向中国人民银行报送 变更信息。

第五条 因业务变化、机构撤并等原因,境外参加银行需撤销在境内代理银行开立的人民币同业往来账户的,应当向境内代理银行提出撤销人民币同业往来账户的书面申请。境内代理银行应与境外参加银行终止人民币代理结算协议,并为其办理销户手续,同时于撤销账户之日起 2 个工作日内通过人民币跨境收付信息管理系统向中国人民银行报送销户信息。

表書式と内容はパイロット地区の中国人民銀行分支機構が確定する)を記入し、人民元代理決済協議のコピー、域外参加銀行の口座開設証明文書のコピー及びその他口座開設資料と共に、中国人民銀行の当該地分支機構に届け出なければならない。

域外参加銀行のノストロロ座はクロスボーダー 貿易人民元決済のみに用いることができ、当該種 類の口座は暫定的に人民元銀行決済口座管理シス テムに組み入れない。但し、域内エージェント銀 行は自行の管理システムにおいて当該種類の口座 に特別な標記を設定しなければならない。

第四条 域外参加銀行の口座開設資料の情報に変更が生じた場合、書面方式により遅滞なく域内エージェント銀行に通知し、且つ口座開設時に締結した代理決済協議により変更手続を行わなければならない。域内エージェント銀行は変更通知を受領した後、遅滞なく変更手続を行い、且つ2営業日内に人民元クロスボーダー収支情報管理システムを通じて中国人民銀行に変更情報を報告送付しなければならない。

第五条 業務の変更、機構の撤退合併等の原因により、域外参加銀行が域内エージェント銀行において開設した人民元ノストロ口座を閉鎖する必要がある場合、域内エージェント銀行に人民元ノストロロ座閉鎖の書面申請を提出しなければならない。域内エージェント銀行は域外参加銀行と人民元代理決済協議を終了させ、且つ口座閉鎖手続を行い、同時に口座閉鎖日から2営業日内に、人民元クロスボーダー収支情報管理システムを通じて中国人民銀行に口座閉鎖の情報を報告送付しなければならない。

第六条 中国人民银行对境内代理银行与境外参加银行之间的人民币购售业务实行年度人民币购售日终累计净额双向规模管理,境内代理银行可以按照境外参加银行的要求在限额以内办理购售人民币业务,境内代理银行购售限额由中国人民银行根据具体情况确定。境内代理银行应当单独建立跨境贸易人民币结算业务项下的人民币敞口头寸台账,准确记录为境外参加银行办理人民币购售的情况。

第七条 境内代理银行对境外参加银行的 账户融资总余额不得超过其人民币各项存款上 年末余额的1%,融资期限不得超过1个月,中 国人民银行可以根据具体情况进行调整。中国 人民银行当地分支机构对境内代理银行的账户 融资活动进行监督管理。

第八条 境内代理银行与境外参加银行应 以国际通行的方式确认账户融资交易。

第九条 港澳人民币清算行申请加入全国 银行间同业拆借市场,应向中国人民银行上海 总部提交以下文件:

- (一)申请文件;
- (二)登记注册文件,或者注册地监管部门批准其成立的证明:
 - (三)证明人民币清算行资格的文件;

(四)章程;

第六条 中国人民銀行は域内エージェント銀行と域外参加銀行の間で行う人民元購入販売業務に年度人民元購入販売の業務終了後日次累計ネットの双方向規模管理を実行し、域内エージェント銀行は域外参加銀行の要求に従い、限度額以内で人民元の購入販売業務を行うことができるが、域内エージェント銀行の購入販売限度額は中国人民銀行が具体的な状況に基づき確定する。域内エージェント銀行はクロスボーダー貿易人民元決済業務項目下の人民元エクスポージャーポジション台帳を単独で確立し、域外参加銀行のために行う人民元の購入販売の状況を正確に記録しなければならない。

第七条 域内エージェント銀行が域外参加銀行に対して行う口座融資の総残高はその人民元各種預金の年末残高の1%を超過してはならず、融資期間は1ヶ月を超過してはならないが、中国人民銀行は具体的な状況に基づき調整することができる。中国人民銀行当該地分支機構は域内エージェント銀行の口座融資活動に対し監督管理を行う。

第八条 域内エージェント銀行と域外参加銀行 は国際通行の方式で口座融資取引を確認しなけれ ばならない。

第九条 香港マカオの人民元クリアリング銀行が全国インターバンク市場への加入を申請する場合、中国人民銀行上海総部に以下の書類を提出しなければならない。

- (一) 申請文書。
- (二)登記登録文書、或いは登録地監督管理部 門が設立を認可した証明。
- (三)人民元クリアリング銀行の資格を証明する文書。
 - (四) 定款。

- (五)同业拆借内控制度;
- (六)负责同业拆借的人员情况;
- (七)近三年经审计的资产负债表和损益 表;
 - (八) 近两年人民币业务开展情况;
 - (九)中国人民银行要求的其他文件。

第十条 中国人民银行上海总部按照《中华人民共和国行政许可法》依法审核港澳人民币清算行加入全国银行间同业拆借市场的申请。 港澳人民币清算行经批准后即可加入全国银行间同业拆借市场,按照有关规定开展同业拆借业务。

第十一条 港澳人民币清算行通过全国银 行间同业拆借市场拆入和拆出资金的余额均不 得超过该清算银行所吸收人民币存款上年末余 额的8%,期限不得超过3个月。

第十二条 全国银行间同业拆借中心应做 好港澳人民币清算行联网、询价交易等服务工 作,并做好对其交易的监测、统计和查询等工 作。

第十三条 境内结算银行可以向境外企业 提供人民币贸易融资,融资金额以试点企业与 境外企业之间的贸易合同金额为限。

第十四条 试点企业应当依法诚信经营,确保跨境贸易人民币结算的贸易真实性。应当建立跨境贸易人民币结算台账,准确记录进出口

- (五) インターバンク内部統制制度。
- (六) インターバンクの責任者の情況。
- (七)最近三年の監査を経た資産負債表と損益 表。
 - (八) 最近二年の人民元業務展開情況。
 - (九) 中国人民銀行が要求するその他文書。

第十条 中国人民銀行上海総部は『中華人民 共和国行政許可法』に従い、香港マカオの人民元 クリアリング銀行が全国インターバンク市場に加 入することを法により審査認可する。香港マカオ の人民元クリアリング銀行は認可を経た後、全国 インターバンク市場に加入し、関係規定に従いイ ンターバンク業務を展開できる。

第十一条 香港マカオの人民元クリアリング銀行が全国インターバンク市場を通じて借り入れた資金と貸し出した資金の残高はいずれも当該クリアリング銀行が吸収した人民元預金の前年度末残高の8%を超過してはならず、期間は3ヶ月を超過してはならない。

第十二条 全国インターバンクセンターは、香港マカオの人民元クリアリング銀行のネットワーク、OTC 取引等のサービス業務を十分に行い、且つその取引のモニタリング、統計と照会等の業務を十分に行わなければならない。

第十三条 域内セトルメント銀行は域外企業に 人民元貿易融資を提供でき、融資金額はパイロット企業と域外企業との間での貿易契約の金額を限 度額とする。

第十四条 パイロット企業は法により誠意を持って経営し、クロスボーダー貿易人民元決済の貿易の真実性を確保しなければならない。クロスボ

报关信息和人民币资金收付信息。

试点企业应当在首次办理业务时向其境内 结算银行提供企业名称、组织机构代码、海关 编码、税务登记号及企业法定代表人、负责人 身份证等信息。

试点企业申请人民币支付业务时应当向其 境内结算银行提供进出口报关时间或预计报关 时间及有关进出口交易信息,如实填写跨境贸 易人民币结算出口收款说明和进口付款说明 (见附表),配合境内结算银行进行贸易单证 真实性和一致性审核工作。

预收预付对应货物报关后,或未按照预计时间报关的,试点企业应当及时通知境内结算银行实际报关时间或调整后的预计报关时间。

第十五条 境内结算银行应当按照中国人民银行要求,对办理的每一笔跨境人民币资金收付进行相应的贸易单证真实性、一致性审核,并将人民币跨境收支信息、进出口日期或报关单号和人民币贸易融资等信息最迟于每日日终报送人民币跨境收付信息管理系统。境内结算银行在未按规定完成相应的贸易单证真实性、一致性审核前,不得为试点企业办理人民币资金收付。

ーダー貿易人民元決済台帳を確立し、輸出入通関 情報と人民元資金収支情報を正確に記録しなけれ ばならない。

パイロット企業は初めて業務を行う際、その域 内セトルメント銀行に企業名称、組織機構コード、 税関コード、税務登記番号及び企業法定代表者、 責任者の証明書等の情報を提供しなければならな い。

パイロット企業は人民元支払業務を申請する際、その域内セトルメント銀行に輸出入通関時間 或いは予定通関時間及び輸出入取引に関係する情報を提供し、事実通りにクロスボーダー貿易人民 元決済輸出貨物代金受取説明と輸入支払説明(付表を参照)を記入し、域内セトルメント銀行が貿易証憑の真実性と一致性の審査業務を行うのに協力しなければならない。

前受け前払いに対応する貨物の通関後、或いは 予定の時間に従って通関していない場合、パイロット企業は実際の通関時間或いは調整後の予定通 関時間を遅滞なく域内セトルメント銀行に通知しなければならない。

第十五条 域内セトルメント銀行は中国人民銀行の要求に従い、一件毎のクロスボーダー人民元資金収支に対し相応の貿易証憑の真実性、一致性を審査し、且つクロスボーダー人民元収支情報、輸出入日或いは通関申告書番号と人民元貿易融資等の情報を毎日業務終了時までに人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告送付しなければならない。域内セトルメント銀行は規定により相応の貿易証憑の真実性、一致性の審査が完了する前に、パイロット企業のために人民元資金収支を行ってはならない。

对试点企业的预收、预付人民币资金,境内结算银行在向人民币跨境收付信息管理系统报送该笔信息时应当标明该笔资金的预收、预付性质及试点企业提供的预计报关时间。试点企业通知商业银行预收预付对应货物报关或未按预计时间报关信息后,境内结算银行应向人民币跨境收付信息管理系统报送相关更新信息。试点企业预收、预付人民币资金实行比例管理,具体管理办法由中国人民银行当地分支机构制定。试点企业预收、预付人民币资金超过合同金额25%的,应当向其境内结算银行提供贸易合同,境内结算银行应当将该合同的基本要素报送人民币跨境收付信息管理系统。

人民币跨境收付信息管理系统对境内结算 银行开放,帮助境内结算银行进行一致性审核。

第十六条 试点企业来料加工贸易项下出口收取人民币资金超过合同金额 30%的,试点企业应当自收到境外人民币货款之日起10个工作日内向其境内结算银行补交下列资料及凭证:

- (一) 企业超比例情况说明;
- (二)出口报关单(境内结算银行审核原件后留存复印件);
- (三)试点企业加工贸易合同或所在地商 务部门出具的加工贸易业务批准证(境内结算

パイロット企業の前受け、前払いの人民元資金 に対し、域内セトルメント銀行は人民元クロスボ ーダー収支情報管理システムにその情報を報告送 付する際に、当該資金の前受け、前払いの性質及 びパイロット企業が提供した予定通関時間を明記 しなければならない。パイロット企業が商業銀行 に前受け、前払いに対応する貨物の通関或いは予 定時間により通関していない情報を通知した後、 域内セトルメント銀行は人民元クロスボーダー収 支情報管理システムに関連の更新情報を報告送付 しなければならない。パイロット企業の前受け、 前払いの人民元資金については比例管理を実行す るが、具体的な管理方法は中国人民銀行の当該地 分支機構が制定する。パイロット企業の前受け、 前払いの人民元資金が契約金額の 25%を超過する 場合、その域内セトルメント銀行に貿易契約書を 提出し、域内セトルメント銀行は当該契約書の基 本要素を人民元クロスボーダー収支情報管理シス テムに報告送付しなければならい。

人民元クロスボーダー収支管理システムは域内 セトルメント銀行に開放され、域内セトルメント 銀行が一致性を審査することをサポートする。

第十六条 パイロット企業が来料加工貿易項目下において、契約金額の30%を超える人民元資金を受け取る場合、パイロット企業は域外から人民元貨物代金を受け取った日から10営業日内に域内セトルメント銀行に以下の資料及び証憑を補充提出しなければならない。

- (一) 企業の比率超の情況説明。
- (二)輸出通関申告書(域内セトルメント銀行は原本を審査した後、写しを保管する)。
- (三)パイロット企業の加工貿易契約或いは所 在地商務部門が発給した加工貿易認可証(域内セ

银行审核原件后留存复印件)。

对于未在规定时间内补交上述资料或凭证的试点企业,境内结算银行不得为其继续办理超过合同金额 30%的人民币资金收付,情节严重的,暂停为该试点企业提供跨境贸易人民币结算服务,并及时报告中国人民银行当地分支机构。

第十七条 境内代理银行在代理境外参加银行与境内结算银行办理人民币跨境资金结算业务时,应通过中国人民银行的大额支付系统办理,并随附相应的跨境信息。

第十八条 境内结算银行和境内代理银行 应当按照《中华人民共和国反洗钱法》和《金融机构反洗钱规定》(中国人民银行令(2006)) 第1号发布)、《金融机构大额交易和可疑交 易报告管理办法》(中国人民银行令(2006)) 第2号发布)、《金融机构报告涉嫌恐怖融资 的可疑交易管理办法》(中国人民银行令(2007)) 第1号发布)、《金融机构客户身份识别和客 户身份资料及交易记录保存管理办法》(中国 人民银行令(2007))第2号发布)等规定,切 实履行反洗钱和反恐融资义务。

第十九条 境内结算银行应当按照中国人 民银行的有关规定,通过联网核查公民身份信 息系统或其他有效方式,对试点企业法定代表 人或实际受益人等自然人的身份进行核查。对 トルメント銀行は原本を審査した後、写しを保管 する)。

規定された時間内に上述の資料或いは証憑を補充提出していない企業に対して、域内銀行はそのパイロット企業のために、契約金額の30%を超える人民元資金の収支を継続して行ってはならない。情状が深刻な場合、当該パイロット企業のために提供するクロスボーダー貿易人民元決済サービスを暫定的に停止し、且つ中国人民銀行の当該地分支機構に遅滞なく報告しなければならない。

第十七条 域内エージェント銀行は域外参加銀行と域内セトルメント銀行において人民元クロスボーダー貿易決済業務を行う際、中国人民銀行の大口支払システムを通じて行い、且つ相応のクロスボーダー情報を添付しなければならない。

第十八条 域内セトルメント銀行と域内エージェント銀行は、『中国人民共和国アンチマネーロンダリング法』と『金融機構アンチマネーロンダリング規定』(中国人民銀行令[2006]第1号公布)、『金融機構の大口取引と疑わしい取引報告管理弁法』(中国人民銀行令[2006]第2号公布)、『金融機構のテロ融資の疑いのある疑わしい取引の報告管理弁法」(中国人民銀行令[2007]第1号公布)、『金融機構の顧客識別と顧客確認資料及び取引記録保存管理弁法』(中国人民銀行令[2007]第2号公布)等の規定に従い、アンチマネーロンダリングとアンチテロ融資の義務を適切に履行しなければならない。

第十九条 域内セトルメント銀行は中国人民銀行の関係規定に従い、公民情報オンライン照合審査システム或いはその他の有効な方式を通じて、パイロット企業の法人代表者或いは実際の受益者

不能确认真实身份的境内企业,境内结算银行 不得为其提供跨境贸易人民币结算服务。 等の自然人の審査確認を行わなければならない。 実体を確認できない域内企業に対して、域内セトルメント銀行はその企業のためにクロスボーダー 貿易人民元決済サービスを提供してはならない。

第二十条 境内代理银行应于每日日终向 人民币跨境收付信息管理系统报送同业往来账 户的收支和余额、拆借及人民币购售业务等情况。 第二十条 域内エージェント銀行は毎日業務終 了後、人民元クロスボーダー収支情報管理システムにノストロロ座の収支と残高、借入及び人民元 購入販売業務等の情況を報告送付しなければならない。

境内代理银行和港澳人民币清算行应于每 日日终将当日拆借发生额、余额等情况如实报 送人民币跨境收付信息管理系统。 域内エージェント銀行と香港マカオの人民元クリアリング銀行は毎日業務終了後、人民元クロスボーダー収支情報管理システムに当日の借入発生額、残高等の状況を事実通りに報告送付しなければならない。

第二十一条 对于跨境贸易人民币结算项下涉及的国际收支交易,试点企业和境内结算银行应当按照《通过金融机构进行国际收支统计申报业务操作规程(试行)》及有关规定办理国际收支统计间接申报。境内企业收到跨境人民币款项时,应填写《涉外收入申报单》并于 5 个工作日内办理申报;试点企业对外支付人民币款项时,应在提交《境外汇款申请书》或《对外付款/承兑通知书》的同时办理申报。境内结算银行应按照国家外汇管理局关于银行业务系统数据接口规范的规定完善其接口程序。

第二十一条 クロスボーダー人民元決済項目に 係わる国際収支取引に対して、パイロット企業と 域内セトルメント銀行は『金融機構を通じて行う 国際収支統計申告業務操作規程(試行)』及び関係 規定に従い、国際収支統計間接申告を行わなけれ ばならない。域内企業はクロスボーダー人民元資 金を受け取る際、「渉外収入申告表」を記入し且つ 5 営業日内に申告を行われなければならない。パ イロット企業は人民元資金を対外支払する際に、

境内结算银行和境内代理银行应按照《金融机构对境外资产负债及损益申报业务操作规程》及相关规定,申报以人民币形式发生的金

「域外送金申請書」或いは「対外支払/引取通知書」を提出する同時に、申告を行わなければならない。 域内セトルメント銀行は国家外貨管理局の銀行業 務システムデータインターフェース規範化に関す る規定に従い、そのインターフェースプロセスを 完全なものにしなければならない。

域内セトルメント銀行と域内エージェント銀行は『金融機構の域外資産負債及び損益に対する申 告業務操作規定』及び関連規定に従い、人民元の 融机构对境外资产负债及损益情况。

第二十二条 境内代理银行按照《办法》第 十一条为境外参加银行办理人民币购售而产生 的人民币敞口,可以根据中国人民银行的规定 进行平盘。

第二十三条 跨境贸易项下涉及的居民对 非居民的人民币负债,暂按外债统计监测的有 关规定,由境内结算银行、境内代理银行和试 点企业登录现有系统办理登记,但不纳入现行 外债管理。

第二十四条 中国人民银行通过人民币跨 境收付信息管理系统,对境内结算银行人民币 贸易资金收付与货物进出口的一致性情况进行 监测,发现异常情况的,可以向试点企业和境 内结算银行、境内代理银行依法进行调查并核 实有关情况。

第二十五条 试点企业将出口项下的人民 币资金留存境外的,应当向其境内结算银行提 供留存境外的人民币资金金额、开户银行、用 途和相应的出口报关等信息,由境内结算银行 将上述信息报送人民币跨境收付信息管理系 统。

第二十六条 境内代理银行、境外参加银行 在人民币同业往来账户的开立和使用中,违反 《办法》、本细则和中国人民银行其他有关规 形式により発生した金融機構の域外資産負債及び 損益の状況を申告しなければならない。

第二十二条 域内エージェント銀行は『弁法』 第十一条に従い、域外参加銀行のために人民元の 購入販売を行うことにより発生した人民元エクス ポージャーは、中国人民銀行の規定に基づき、ポ ジションを調整する。

第二十三条 クロスボーダー貿易項目に係わる居住者の非居民者対する人民元負債は、外債統計モニタリングの関係規定により、暫定的に域内セトルメント銀行、域内エージェント銀行とパイロット企業が現在のシステムを登録して登記を行う。但し、現行の外債管理に組み入れない。

第二十四条 中国人民銀行は人民元クロスボーダー収支情報管理システムを通じて、域内セトルメント銀行の人民元貿易資金の収支と貨物輸出入の一致性の状況に対しモニタリングを行う。異常な状況を発見した場合、パイロット企業と域内セトルメント銀行、域内エージェント銀行に対し法により調査を行い、且つ関係する状況を事実確認することができる。

第二十五条 パイロット企業は輸出項目下の人民元資金を域外に存置する場合、その域内セトルメント銀行に域外に存置する人民元資金の金額、口座開設銀行、用途と相応の輸出通関等の情報を提出しなければならず、域内セトルメント銀行は上述の情報を人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告送付する。

第二十六条 域内エージェント銀行、域外参加銀行が人民元ノストロロ座の開設と使用において、『弁法』、本細則と中国人民銀行のその他関係

定的,由中国人民银行按照《人民币银行结算账户管理办法》的有关规定进行处罚。

第二十七条 境内结算银行、境内代理银行 未按照规定向中国人民银行人民币跨境收付信 息管理系统如实报送人民币贸易结算有关信息 的,中国人民银行有权禁止其继续办理跨境贸 易人民币结算业务,并予以通报批评。

第二十八条 境内结算银行、境内代理银行和试点企业在办理人民币贸易结算业务过程中,未按照规定办理人民币负债登记和国际收支统计申报的,由国家外汇管理局按照有关规定进行处罚。

第二十九条 试点企业违反《办法》及本细则和国家其他有关规定,由中国人民银行取消 其试点,并将有关违法违规信息录入中国人民 银行企业信用信息基础数据库。

第三十条 本细则自公布之日起施行。

附表:

- 1. 跨境贸易人民币结算出口收款说明
- 2. 跨境贸易人民币结算进口付款说明

規定に違反する場合、中国人民銀行は『人民元銀行決済口座管理弁法』の関係規定に従い、処罰を行う。

第二十七条 域内セトルメント銀行、域内エージェント銀行が、規定により中国人民銀行の人民元クロスボーダー収支情報管理システムに人民元貿易決済の関係する情報を事実通りに報告送付していない場合、中国人民銀行は継続してクロスボーダー人民元貿易決済業務を行うことを禁止する権利を有し、且つ通報して批評する。

第二十八条 域内セトルメント銀行、域内エージェント銀行とパイロット企業が、人民元貿易決済業務を行う過程において、規定により人民元負債登記と国際収支統計申告を行っていない場合、国家外貨管理局は関係規定に従い処罰を行う。

第二十九条 パイロット企業が『弁法』及び本 細則と国家のその他の関係規定に違反する場合、 中国人民銀行はその試行資格を取り消し、且つ法 律法規違反に関係する情報を中国人民銀行の企業 信用情報基礎データベースに入力する。

第三十条 本細則は公布日より施行する。

付表

- 1. クロスボーダー貿易人民元決済輸出代金受取 説明
- 2. クロスボーダー貿易人民元決済輸入代金支払説明



附表1

跨境贸易人民币结算出口收款说明

年 月 日

企业名称:			企业组织机构代码:				
本次跨境贸易人民	文款金额合计:			元			
其中: 一般贸易	项下:	元	进料加口	口贸易项下:	元		
来料加工贸易项下: 其中实际收款比例:					元 %		
其他贸易项下: 元 请提供报关单号码: □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□					元 □□□□□ □□□□□		
预收货款项下: 其中预收货款占合同比例:				元 %			
无货物技				元			
退(赔)款:		元	贸易从属费用:		元		
1日工机 4叶	已报关:		元	出口日期:			
人民币报关时	未报关:		元	预计	天后报关		
备注:							
本企业申明:本表所填内容真实无误。如有虚假,视为违反跨境贸易人民币结算管理规定,将承担相应后果。							

单位公章或财务专用章 填报人:

联系方式:

付表1

クロスボーダー貿易人民元決済輸出代金受取説明

年 月 日

企業名称:			企業組織機構コード:			
今回のクロスボーダー貿易人民元決済輸出代金受取金額合計: 元						
その中:一般貿易項目下: 元			進料加	元		
来料加工貿易項目下: そのうち実際の受取比例:					元 %	
その他貿易項目下:					元	
通関申告書番号をご記入下さい:□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□						
前受金項目下: そのうち前受金が契約金額に占める比例:					元 %	
貨物通関無し項目下:					元	
返(賠償)金: 元			貿易付	片属費用:	元	
1 日二次明代		□ 通関済	元	輸出通関日付:		
人民元通関時	判时	□ 未通関	元	予定日後に	 日後に通関	
備考:						
本企業による表明:本表に記入した内容は真実で誤りはございません。もし虚偽があった場合、クロスボーダー貿易人民元決済管理規定に違反したものと見なされ、相応の結果を引き受けます。						
					 [絡先:	

附表 2

跨境贸易人民币结算进口付款说明

年 月 日

企业名称:				企业组织机构代码:			
本次跨境贸	易人	民币结算进口	付款金额合	计:		元	
其中: -	般贸	易项下:	元	进料加	工贸易项下:	元	
		·项下: 报关单号码:				元 □□	
预	付货款	(项下: 其中预付货款	次占合同比例	J:		元 %	
退(赔)款:		元	贸易从属费用:		元		
人民币报关时		□ 已报关		元	进口报关日期:		
		□ 未报关		元	预计天原	 后报关	
备注:							
本企业申明 规定,将承			实无误。如不	有虚假,	视为违反跨境贸易	人民币结算管理	
单位公	章或师	 好多专用章	填报	 人:	联系方式	:	

付表2

クロスボーダー貿易人民元決済輸入代金支払説明

年 月 日

企業名称:			企業組織機構コード:			
今回のクロスボーダー貿易人民元決済輸入代金支払い金額合計: 元						
その中:一般貿易項目下: 元			進料加	元		
その他貿易項目下: 元 通関証明書番号をご記入下さい:□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□					元 300000 300000	
前払金項目下: 元 そのうち前払金が契約金額に占める比例: %						
返(賠償)金: 元			貿易付	海費用:	元	
人民元通関時	□ 通関済		元	輸入通関日付:		
	□ 未通関		元	予定	後に通関	
備考:						
があった場合	表明:本表に記入し 、クロスボーダー貿 果を引き受けます。				*	
単位公章印或いは財務専用印: 記入者: 連絡先:						

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 商品開発部】